

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	1頁
○ 公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	6頁
お知らせ ○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	10頁

訓 令

教委訓第8号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月24日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第11条 会計年度任用職員には別表第5の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。	(特別休暇) 第11条 会計年度任用職員には別表第5の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。
2 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。	2 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

育児参加 休暇	<p>会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間</p>
------------	--	---

--	--	--

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
		1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
		1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養

保育時間	<p>生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>	保育時間	<p>生後1年に達しない子（<u>勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。</u>）<u>以下この項、子の看護の項、短期介護の項及び骨髄等ドナーの項において同じ。</u>）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子</p>	<p>一の年度において5日（その養育する小学校就学の始</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において</p>		

<p>子の看護</p>	<p>を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間)の範囲内の期間</p>	<p>子の看護</p>	<p>を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>短期介護</p>	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の教育長の定める世話を行う会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間)の範囲内の期間</p>	<p>短期介護</p>	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の教育長の定める世話を行う会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 (略)</p>		<p>備考 (略)</p>			

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

教委訓第9号

教育関係機関

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月24日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第6号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 会計年度任用職員には別表第3の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができる^{と認められる}場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第4の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる^{と認められる}場合は、この限りでない。</p>			<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 会計年度任用職員には別表第3の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる^{と認められる}場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第4の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができる^{と認められる}場合は、この限りでない。</p>		
別表第3（第11条関係）			別表第3（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)	妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)
不妊治療休暇	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める期間）の範囲内の期間			

産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
配偶者出産休暇	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間
育児参加休暇	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間

別表第4（第11条関係）

区分	事由	期間
		1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意

別表第4（第11条関係）

区分	事由	期間
産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
		1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意

保育時間	<p>生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>	保育時間	<p>生後1年に達しない子(勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項、子の看護の項、短期介護の項及び骨髄等ドナーの項において同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
子の看護	<p>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間)の範囲内の期間</p>	子の看護	<p>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間)の範囲内の期間</p>
短期介護	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、</p>	短期介護	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、</p>

<p>短期介護</p>	<p>者」という。)の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの</p>	<p>その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間)の範囲内の期間</p>	<p>短期介護</p>	<p>者」という。)の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの</p>	<p>その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間)の範囲内の期間</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

訓 令

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年^{三重県人事委員会規則}第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる</p>

期間とする。

一〇九 (略)

九の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における五日(当該通院等が体外受精その他の県委員会が人事委員会と協議して定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)の範囲内の期間

一〇三十四 (略)

(組合休暇)

第十四条の二 条例第十七条の二第一項に規定する規則で定める機関は、執行機関、議決機関(代議員制によるものに限る。)、監査機関、投票管理機関(地公法第五十三条第三項に規定する規約の作成又は変更、役員を選出その他これらに準ずる重要な行為のための投票を管理するものに限る。)、及び諮問機関(特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該職員団体の諮問に応じるためのものに限る。)とする。

(休暇の単位及び計算)

第十五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、第九号の二、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

三〇八 (略)

(臨時的に任用する職員の勤務時間及び休暇)

第二十五条 (略)

2 条例第二十条の臨時的に任用する職員の休暇は、労働基準法に定める休暇その他の県委員会が人事委員会と協議して定める休暇とする。

期間とする。

一〇九 (略)

九の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における五日(当該通院等が体外受精その他の県委員会が人事委員会と協議して定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)の範囲内の期間

一〇三十四 (略)

(組合休暇)

第十四条の二 条例第十七条の二第一項に規定する規則で定める機関は、執行機関、議決機関(代議員制によるものに限る。)、監査機関、投票管理機関(法第五十三条第三項に規定する規約の作成又は変更、役員を選出その他これらに準ずる重要な行為のための投票を管理するものに限る。)、及び諮問機関(特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該職員団体の諮問に応じるためのものに限る。)とする。

(休暇の単位及び計算)

第十五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

三〇八 (略)

(臨時的に任用する職員の勤務時間及び休暇)

第二十五条 (略)

2 条例第二十条の臨時的に任用する職員の休暇は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に定める休暇その他の県委員会が人事委員会と協議して定める休暇とする。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会